[事案 25-33] 入院・手術給付金支払請求

· 平成 25 年 11 月 7 日 和解成立

<事案の概要>

入院給付金・手術給付金について、被保険者に重大な過失があったことを理由に不支払いと なったことを不服として、その支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

盲目の被保険者が、未明に自宅2階の窓から転落した事故について、入院給付金および手術給付金の支払いを請求したところ、被保険者の重大な過失による事故であることを理由に、不支払いとなった。しかし被保険者は、命にかかわる重大な事故になるにもかかわらず、事故当時それを認識できない程に寝ぼけていたために転落したのであり、「通常の注意」を払うことができない状態であった。よって、被保険者の重大な過失による事故とは言えないので、給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

被保険者が出窓から転落するにはベッドに登ることが必要であること等から、自らベッドに乗るなどして出窓に足をかけ、身を乗り出す等の危険な体勢を取って転落したものと推察され、 被保険者には重大な過失があったといえるので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行ったところ、紛争の早期解決の観点から、保険会社より和解案の提示があり、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。